

○議長（中本正人君） 順番18、3番 杉本君。

〔3番（杉本俊彦君）登壇〕

○3番（杉本俊彦君） 1日目の坂口議員が言いました鳳啓助の話と2日目の堀内議員が言われました鳳啓助の話、私が本日の最終の鳳啓助でして、昨日髪の毛を切ってまいりました。鳳啓助カットをやってまいりまして、気持ちよくやろうと思っております。

さて、将来ですけれども、橋本市がどういうふうな形で進むかというのは、まだはっきり見えていないんですけれども、橋本市でのまちのブランドというのを何かと考えたときに、今は柿であるとか、オムレツであるとかいう形、あるいは、ひねキングであったりという形で持っていこうというのがあるんですけれども、私自身は、まちのブランドというのはほかにいろいろあると思っております。

例えば、教育にしても、義務教育の中で非常に高い知識のある生徒たちが多くいる、それだけがいいとは言いませんが、そういうふうに教育をブランドにするという考え方もありますし、医療ですね、最先端の医療とまではいきませんが、市町村が持っている医療についても最高の医療ができるまちであるということもうたえます。あるいは、消防にしても、日本の市の中では一番現地に駆けつけるのが速いと、今、6分やとか言うとするやつが、もし4分とか3分とかという形になれば、すごい消防のブランドが立ち上がるというふうに考えております。いろんなものに対してのブランドをみんなでまちを上げて考えていくのであれば、それに越したことはないと思いますながら、本日、今回、この質問をさせていた

だきます。

まず1番、まちづくりを考える場について。市が自由な考える場を設置することについてお尋ねします。

私が言う自由な考える場とは、市民の自由な発想のできる場、話のできる場、提案のできる場、市民の楽しめる場、食事ができて時間を気にしない場、持ち込み自由な場、オープンスペースのことについてであります。コミュニティスペースだとか、サロンだとか、あるいは、サードプレイスなど言い方はさまざまありますが、少し食事をしながらリラックスした雰囲気、これからのまちづくりについて本音で話し合える場の提供が重要であると考え、次の質問をいたします。

1番、公民館の利用状況についてお尋ねします。利用内容について、どのように把握、分類していますか。自由な考える場としての利用はされていますか。

2番、ふれあいサロンなど、ほかの取り組みにおいて自由な考える場が提供できていますか。

3番、活用されていない公共施設を自由な考える場として活用する予定はありますか。

続きまして、2番、災害対策の中の市職員の状況把握についてお尋ねします。

大規模災害時には、初動対応が最重要となります。現実的にどれだけの職員が動けるのかによって、対応は変わってくるでしょう。民間企業では全社員の安否確認をいち早く行っています。そこで、市職員の状況把握はどのようにされるのか、時期、方法も含めお尋ねします。

1番、市職員の状況確認についてどのよう

に行われますか。被災状況、現在いる場所など確認項目はありますか。職員・嘱託職員等全員に行いますか。

2番、その方法を職員は認識していますか。していない人はいませんか。メールや電話番号等、変更があった場合は更新されていますか。使われていない携帯電話番号、アドレスエラーがないか確認していますか。訓練は行っていますか。どれくらいの頻度で行っていますか。

3番、災害時に対応できる市職員の人数がわかれば、それに応じた対策が組みやすいと思いますか。

次の質問で、3番です。市民病院横のソーラーパネルのその後についてお尋ねします。

新たな企業が事業継続の約束で引き取った市民病院横のソーラーパネルのその後についてお尋ねします。

1番、既に工事は完了し、稼働開始していますか。また、その状況把握はどのように行っていますか。

2番、反射角度の問題、雑草による景観についての問題等は解決していますか。周辺住民、企業は納得していますか。

3番、賃貸料金は入金されていますか。滞りなどありませんか。事業者のこの物件に対する対応はどのような状況ですか。丁寧にやってくれていますか。また、事業者の経営状況は把握していますか。

4番、土地の賃貸料金を見直す予定はありますか。値上げについてであります。

5番、今回のような賃貸契約を行う予定のある物件はありますか。契約の相手方はどのように選定しますか。事業内容、契約者、金額など基準がありますか。

6番、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度（FIT）による再生可能エネルギー発電促進賦課金について、市はいくら負担し

ていますか。また、この賦課金についてはどのように捉えていますか。

以上、大項目三つについてですが、よろしくお願いいたします。

○議長（中本正人君）3番 杉本君の質問項目1、まちづくりを考える場に対する答弁を求めます。

教育部長。

〔教育部長（森中寛仁君）登壇〕

○教育部長（森中寛仁君）まずはじめに、公民館の利用状況についてお答えします。

市内には中央公民館と旧中学校区をベースとした地区公民館が8館の計9館があります。

社会教育の礎であり、根幹をなす公民館活動については、各種サークル活動としての研修室利用のほか、中央公民館にあっては、日頃のサークル活動などの成果を発表する市民総合文化祭や60歳以上の方が教養を高め、生きがいを身につけるため学習する市民大学いきいき学園、さらには健康の維持増進と参加者皆さんの交流に役立てる市民グラウンドゴルフ大会や橋本市の名誉市民である世界的数学者岡潔博士を顕彰し、算数数学に興味を持つ子どもたちを数多く育てるための数学WAVE、乳幼児を持つ子育て世代のお母さん方の交流の場としてのよもやま交流会などを開催することで、老若男女全ての市民が生き生きと活力ある生活を繰り広げられるよう場の提供を行っています。

また、地区公民館においては、地域住民の皆さんの交流の利便性を考慮し、当該地域の特徴を生かしたそれぞれ固有の活動を行っています。いくつかご紹介させていただきますと、「ふる里よいとこ探しナチュラルブレイク」「紀伊見峠ふるさと展望」「ふれあって！せいぶ」や各地域での夏の風物詩といえる盆踊り大会、さらには世代間交流や小・中学校と連携した事業などを行うとともに、各種サ

ーカル活動にも日々、熱心に取り組んでいます。

このように広範囲にわたる年齢層の皆さんの多様なニーズや地域の課題を考えたり、趣味や教養を高める場と機会を提供するなど、住民相互の仲間づくりや健康の保持増進に至るまで住民の自発的な、まさに議員おただしの自由な考える場としての会場の提供を行っています。

年齢階層別に利用者数の把握はしていませんが、昨年度の利用者数を申し上げますと、中央公民館にあっては、年間22万641人、会館日数で見ますと、1日平均740人を超える方々が利用され、地区公民館8館では、年間4万5,148人、1日平均150人を超える方々に利用いただいています。それぞれサークルや行事の内容によりまして、幼児から高齢の方に至るまで多岐にわたる年齢層の皆さまに利用いただいています。

○議長（中本正人君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）次に、二点目の地域ふれあいサロンについて説明します。

地域ふれあいサロンとは、地域の住民が中心となって運営し、寝たきり及び認知症の予防、孤独感の解消、生活範囲の拡大並びに生きがいをづくりを目的として、高齢者が地域で気軽に集える継続的な憩いの場です。平成27年度末では42箇所あり、具体的な活動内容は、食事会、会話、カラオケ、見守り、脳トレーニング、筋力トレーニング、体操、ゲーム、演奏会、手芸、ダンス、俳句などです。

要望に応じて、年4回を限度として、サロンの中で、市職員などが介護予防教室を行っており、その場で相談に応じることもあります。

○議長（中本正人君）政策企画室長。

〔政策企画室長（上田力也君）登壇〕

○政策企画室長（上田力也君）次に、三点目の活用されていない公共施設を自由な考える場として活用する予定はあるかとの質問にお答えします。

行政としての用途を廃止した財産等である普通財産については、歳入の確保の観点から売却することを原則と考えており、議員おただしの、いわゆるコミュニティスペースとして市が活用することは、現時点では考えていません。

コミュニティスペースは、多くの人が気軽に利用し交流できる場として、他市では民間事業者やNPOが運営しているケースが多く、行政で行っている公民館等の貸館業務とは違い、時間や用途などの利用上の制限が少ないといった利点があると考えられます。

市としては、まちづくりについて話し合う場、市民の皆さんに自由に意見を言うていただく場は必要だと考えており、昨年度からカフェミーティングを実施しているほか、今後も次期長期総合計画の策定を踏まえたワークショップの開催を予定しています。

国では、「民にできることは民に」の考え方のもと、公共サービス改革として民間事業者の創意工夫の活用を進めています。このまちづくりについて話し合うコミュニティスペースについても、市が設置することは考えていませんが、市民の皆さんに自由に意見を言うていただく場はこれからも設けていきたいと考えています。

○議長（中本正人君）3番 杉本君、再質問ありますか。

3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）まず、お尋ねします。

1番の公民館についてなんですけれども、公民館で、中央公民館が22万人という、これ、内訳なんですけれども、整理したいんですけども、まず60歳以下の方と60歳以上の方、

それと、朝、昼、夜というふうな形での利用時間帯の数字の比率、あと、四半期ごとの合計の比率、秋のほうが多分、文化的な行事が多いので、秋のほうはるかに多いと思いますが、その四半期ごとの集計をお願いいたします。

○議長（中本正人君） 教育部長。

○教育部長（森中寛仁君） ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

中央公民館年間約22万人ご利用いただいておりますけれども、ただ年齢別の詳細なデータは集計されておられませんけれども、例えば、直近の、平成22年8月のデータで、サークル名簿より抽出した、あくまでも推定値でございますけれども、60歳以上の方が全体の30.5%で、8月で2,851人です。そして、60歳未満の方が全体の69.5%で、6,506人となっております。ただ、年間のその季節によって、また若干推移があるかわかりませんが、とりあえず8月のデータで申し上げました。

続きまして、時間別に数値を発表させていただきます。22万人のご利用のうち、午前9時から正午までの午前の時間帯は、全体の44.7%で、9万8,613人です。次に、午後1時から午後5時までの午後の時間帯ですと、全体の約50.7%で、11万1,939人です。そして、午後6時から午後10時の夜間の時間帯ですけれども、全体の4.6%の、1万89人となっております。やはり夜間と比べますと、午前、午後のご利用が多い傾向でございます。

そして、最後に、四半期別の利用者数ですけれども、平成27年度の実績から、4月から6月の第一四半期は、全体の13.3%で2万9,383人です。次に7月から9月の第二四半期は、全体の10.8%で、2万3,803人です。次に、10月から12月の第三四半期は、全体の48.1%で、10万6,078人です。第三四半期には、議員おただしの市民総合文化祭、伊都総合文化祭、

サークル展示発表会等のいろんな行事が多く、利用者も多い傾向でございます。そして最後に、1月から3月の第四四半期は、全体の27.8%の6万1,377人です。第四四半期におきましても、公民館まつりでありますとか、市民狂言ウエーブほか、さまざまな展示会、講演会等でご利用が多くなっている傾向でございます。

以上です。

○議長（中本正人君） 3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君） 3番の活用されていない公共施設なんですけれども、普通財産についての考え方とかあると思うんですけども、今、未利用の財産ですね。例えば、西部中学校の利活用についてなんですけれども、この辺ももう民間の活用を利用した考え方等、例えば、コミュニティスペースとしての活用が可能であると考えていらっしゃるかどうかを伺いたいんですが。

○議長（中本正人君） 教育部長。

○教育部長（森中寛仁君） 西部中学校、学文路中学校は今年から一応廃校となって、今利用されておられませんけれども、西部中学校につきましては、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、廃校プロジェクトということで、民間の活力を利用したような今後、利用ができないかということで、文部科学省のホームページのほうへ掲載いたしまして、さまざまな角度から地域住民とも合意のできる有効的な活用方法を探ってまいりたいと、現在考えております。

○議長（中本正人君） 3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君） 私がこの質問をしたのは、社会教育法は昭和24年の制定であります。今年で67歳。何と私よりも年上であります。今では、社会環境は変化しており、地域にほとんどなかったテレビが、今では携帯電話の一つの機能として入っておる時代であります。

手のひらの中で、どこでも見られます。この議会についてもです。ユーストリームで中継されていて、世界中どこからでも見られます。大きな変化です。社会のニーズは変わっております。公民館の果たすべき役割も変わってきているのではないかとということで、今回、これを質問いたしております。

例えば、長野県飯田市では、公民館活動に必要な財源の一部を住民が負担し、より特色ある自主的事業が展開されている風土が育っています。特に日常のたまり場として利用されている分館活動においては、自主財源、自主運営が定着し、人づくりの基盤となっています。

本市においても、公民館や人の集う公共施設の捉え方や活用方法を考え直す時期が来ていると、私は皆さんに強くお伝えしたいのです。

官民連携、市民協働の拠点にも、地域のつながりを強くするような場にも、厚生労働省が2025年の運用をめざす地域包括ケアシステムにおける、介護予防の中心となるような場にもなれます。

こういった役割を担うのは、ひょっとしたら、公民館だけでなく民間が主体の場かもしれません。新たな公の考え方で、また別の橋本市らしい自由な考える場ができるかもしれません。引き続き、こういった場についてご提案してまいりたいと私は考えております。

これで、1番目の質問を終わります。

○議長（中本正人君）次に、質問項目2、災害対策の中の市職員の状況把握に対する答弁を求めます。

危機管理監。

〔危機管理監（坂本安弘君）登壇〕

○危機管理監（坂本安弘君）次に、災害対策の中の市職員の状況把握についてお答えします。

はじめに、市職員の状況確認についてお答えします。市職員の状況確認については、基本的に正規職員と嘱託職員、必要に応じて臨時職員までを対象に各課による電話連絡または防災はしもとメールにより行います。確認項目は、職員の安否及び参集の可否が挙げられます。

職員の出勤区分は風水害と地震についてそれぞれに定められており、風水害は台風の接近状況や災害発生のおそれがあるときなど、段階的に職員を出勤させることになっています。

また、地震は震度により出勤する職員が定められており、職員は震度に応じて連絡を待たず、自主参集することとなっています。

風水害における連絡手段は各所属課による電話連絡です。地震等突発的な災害においては、防災はしもとメールにより、職員の安否及び出勤時間の確認を行います。具体的には、災害発生後、危機管理室の職員により、参集対象職員に対してアンケート付きのメールまたは自動音声による電話アンケートを行い、その返答によって状況確認をします。

次に、職員の状況確認手段の認識についてお答えします。電話連絡網については、年度はじめに、各課の災害対策動員名簿を危機管理室に提出することで、各所属課の体制を把握しています。防災はしもとメールについては、各課へ登録を呼びかけており、現在は971人の対象者のうち705人が登録しています。割合としては、約73%となります。このうち、正規職員の登録割合は、581人中529人の登録で約91%になります。

電話番号の変更があった場合には、各課で連絡網を更新し、危機管理室に対しても変更の旨の連絡があります。メールアドレス等、防災はしもとメールに関するものについては、登録者自らが登録内容の変更を行うか、危機

管理室へ連絡し変更を行います。また、危機管理室職員による登録者の登録状況のメンテナンスも行っています。

訓練については、平成27年6月より、毎月月初めに、正規職員及び嘱託職員を対象に、防災はしもとメールによる職員参集状況の回答訓練を行っています。

最後に、災害時に対応できる市職員の人数把握についてお答えします。災害対応において職員の参集状況を把握することは、あらゆる対策を行なう上で必要であると考えています。本市のBCP（業務継続計画）では、限られた人数でも、業務を継続できるよう、発災後の時間経過による職員の参集状況の予測や各課において優先して取り組む業務を定めており、大規模災害発生時には当計画に基づいて災害対策を行ないます。

○議長（中本正人君）3番 杉本君、再質問ありますか。

3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）全職員の安否確認をするのは、どんな場合でしょうか。

○議長（中本正人君）危機管理監。

○危機管理監（坂本安弘君）基本的に、勤務時間外ということをお答えをさせていただきます。風水害の場合は、先ほども申し上げましたように、状況によって出勤職員が変わってまいりますので、そのときそのときの状況により電話連絡によって行うということになります。地震につきましては、震度6弱で全職員が参集することになっておりますが、状況に応じて、震度5強ですと各職場の係長級以上が全部出勤するとか、出勤するとかということになっておりますので、その状況その状況で防災メールにより安否確認を行うこととしていきます。

○議長（中本正人君）3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）メールでの連絡が705

人登録されているんですけども、割合として73%で、残りの266人がされていないんですが、これをもう少しできるように、メンテナンス関係を今後されていくのでしょうか。少なくとも、これではあまりにも連絡が行き届いていない方が多過ぎるのではと思ひまして、お尋ねします。

○議長（中本正人君）危機管理監。

○危機管理監（坂本安弘君）お答えをいたします。

確かに70%という数字が高いものではございません。その中には、先ほども申し上げましたが、臨時職員も含まれておりまして、基本的に臨時職員が災害対応、今の状況では体制の中には入れておりませんで、しかし、その都度、状況によっては臨時職員にもお願いするということではございます。

正規職員に限っていいますと、先ほども答弁をさせていただいたように、91%ということではございますが、これはできるだけいいですか、可能な限り100に近づけてまいりたいというふうに思っております。ただ、現実的に、携帯を持っておらない職員もおられるのも事実でございます。

○議長（中本正人君）3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）BCP、事業継続計画というものが、これ、今言われたんですけども、これは企業が自然災害や大火災、あるいはテロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ中核となる事業の継続、あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法手段などを取り決めておく計画のことだということになっておりまして、こういった考え方を自治体も持つべきと内閣府は昨年5月、市町村のための業務継続計画作成ガイドを作成しており、その中で業務継続に必須な6要

素の一つとして、非常時優先業務の整理が挙げられております。今回の質問をさせていただいたのは、職員の動ける人数の把握、さらには現場のニーズをいかに把握するかが重要となってくると考えます。

私のいう職員というのは、臨時職員も、例えば、パートの方も全て含めた方の安否確認についてでありまして、少し回答とは違うところがあるんですが、今後、全ての職員に関して安否確認はしていただけたらと思っております。

緊急事態において最も重要な情報をどうつかまえるか。職員の状況把握は日常に組み込むことが可能です。非常時だけ発動するのではなく、平常時からの仕組みが必要であると考える、今回質問いたしました。

以上です。2番の質問を終わります。

○議長（中本正人君）次に、質問項目3、市民病院横のソーラーパネルのその後に対する答弁を求めます。

経済推進部長。

〔経済推進部長（笠原英治君）登壇〕

○経済推進部長（笠原英治君）次に、市民病院横のソーラーパネルのその後についてお答えします。

本発電事業を継承した橋本ソーラー発電所株式会社からは、パネル設備の補修、電気設備の接続、施設周囲に設置されたフェンス補修等の現地工事を完了したと報告を受けています。

現在は、関西電力に対して系統連系の申請手続き、接続契約を済ませ、負担金支払いも完了し、設備試験を終えれば稼働できると聞いております。

このような状況把握については、事前に事業者より連絡が入るよう調整ができております。

また、所管する企業誘致室が、近隣企業訪

問の際には現地を確認し、状況把握を行っております。

次に、パネルの反射角度の問題及び雑草による景観についてですが、これら従前からの課題は新たな契約締結に際し、遵守事項と規定しています。

特に、パネルの反射角度は既に改修した箇所でもありますが、できる限り全体の対策を早急に講じることを指導し、発電稼働後に速やかに対応すると回答を得ています。

このことについて、周辺企業には、事業者が直接、状況と対策を説明するとともに、本市担当者が企業訪問の際に状況を説明していますので、ご理解いただけているものと考えています。

続いて、賃貸料金の納入状況については、昨年末の契約締結後、契約保証金、原状回復義務履行保証金、並びに今年度上半期分賃料は全て滞納なく入金されています。

まだ発電事業が稼働していないので、この事業としての経営状況ははかりかねますが、現在のところ事業者は誠意を持って施設の対応をしています。

次に、土地賃貸料金の見直しにつきましては、契約書に近傍類似の土地価格が著しく増減したときは、貸付人及び借受人の双方が協議し、その合意の上で、賃料の改定を行うことができると規定しています。

現時点では、土地価格を著しく修正する状況ではありませんので、賃貸料金の見直しを申し出ることは考えておりません。

次に、新たな賃貸契約を行う予定のある物件ですが、今回の用地のように、企業誘致用地でソーラー発電に適した法面はほかにないため、ご質問のような契約に関する基準等は考えておりません。

○議長（中本正人君）市民生活部長。

〔市民生活部長（田中忠男君）登壇〕

○市民生活部長（田中忠男君）次に、六点目の再生エネルギー発電促進賦課金についてお答えします。

この賦課金は先進各国に導入されている制度で、日本では平成24年度以降、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）の維持に使われており、太陽光発電などの買い取り価格と、火力発電などの発電コストの差額を回収・分配する仕組みであり、二酸化炭素の排出や放射能汚染等のリスクのない安全な電力を増やすための費用とされます。

しかしながら、賦課金の国民負担は年々上昇しており、1キロワットアワー当たりの賦課金単価は、平成24年度の22銭に始まり、平成25年度は35銭、平成26年度に75銭、昨年度は1円58銭となり、今年度は2円25銭にもなっています。

負担する賦課金額は、使用電気量に各年度の賦課金単価を掛け合わせることで求められますが、平成27年度に市民病院、浄水場等の関連施設を含む市役所全体で消費した電力量は、約2,025万7,000キロワットアワーですので、これをもとに本市が負担した賦課金額を求めると、平成24年度は約450万円、25年度は約710万円、26年度は約1,520万円、昨年度は約3,200万円にもなり、さらに今年度はおよそ4,560万円になると推計されます。

国民や企業が負担する賦課金総額は既に1.3兆円に達すると言われていています。再生可能エネルギーによる発電量は、現在、国全体の発電量の約12.2%でしかなく、しかも水力発電の9%を除けば約3.2%にとどまります。この現状からは、国民の賦課金負担に対する費用対効果は相当低い上、賦課金を算出する仕方等、制度上の仕組み自体にも課題があるように思われます。

今後も国民の負担のもとに実施していく以上、持続可能な制度・仕組みとして継続させ

る必要があります。国民の負担を軽減させつつ再生可能エネルギーの普及を図るためには、事業者のコスト低減を促すよう買い取り価格を設定する仕組みや、さらなる発電の効率化・低コスト化、制御技術の高度化に向けた技術開発などの見直しを、国において喫緊になされるべきであると思われます。

○議長（中本正人君）3番 杉本君、再質問ありますか。

3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）今の話では、まだ稼働はしていないということによろしいのでしょうか。

○議長（中本正人君）経済推進部長。

○経済推進部長（笠原英治君）そのとおりでございます。

○議長（中本正人君）3番 杉本君。

○3番（杉本俊彦君）実は、ここで言いたかったのは、省エネ促進賦課金のことなんです。国の制度でして、ここで言うべきものでもないというのはわかっておるんですが、外資規制もなくやっているやり方、実は皆さんの家にも自分とかが一体毎月いくら払っているかという数字が入ってきております。それは自分とこに来る領収書の中に1項目として入っておって見落としがちなんですけれども、今月私の家で3,010円でした。24年まではそんなお金は一切ついていなかったのに、24年からは順番に増えてきて、今月来た請求書には3,010円と。3,010円ということは、年間にしたら3万6,000円を超えるといおうか、それだけ私が払っているわけなんですよ。何のお金かと思ったら、ソーラーシステムだとかでやっているお金が関西電力などの大手電気会社を買われていく分を住民全体が負担していると、みんながそれを分けて買おうやないかということで買っているんですが、実はこれが青天井でして、どんどんどんどん上がってま

いります。

領収書って、ちょっと私、9カ月分か10カ月分だけ家のを持ってきたんですけども、この明細に書かれているのがあって、ここにみんなが知らんうちにいっぱいお金が入っておって、今、話を聞くだけでしたらめっちゃめちゃ漠然という形だと思うんですが、例えば、市も知らないうちに、領収書の中に、今年になったら多分、合計したら四千五、六百万円が賦課金として入ってきておるわけなんです。このことを、何で国のことやのに言うかということ、住民の人、誰も知らんのと違うかなと思ひまして、こういうお金をみんなが支払っているということを、橋本市の人たちにも知ってもらおうかなと思ったんです。

こういうものは、別に国の制度であるので、全く先ほども言いましたように議論することではありませんが、当該、この物件についていえば、市民の大事なお金が海外に流出することに加担していると言われても言い返せないお金が、儲けるお金が海外に流れていくわけですから、住民の負担がそういうふうな形になっているというのが私の認識であります。

再生可能エネルギー普及のためには一定程度は必要な措置だったとは思いますが、天井なしの再生エネルギー促進賦課金、今後予想すれば、今年は去年に比べて42.4%値段が上がっています。これが行きますと、今、ここには1.3兆円ありますが、今年の見込みでは、今年で1.8兆円、要するに1.8兆円がソーラーシステムでつくられた電気が大手の電気会社

に高い値段で買っていただけると。そういうシステムをつくっとる人たちは大もうけをします。しかしそのお金はどこから行っているかということ、私たちから出ているんだということですね。この何とも言えへんところに、橋本市も安いお金で土地を貸していて、ほんで、大きな金を外資に持って行ってもらっているというのはどうも解せんなどというのがあったんで、今回、言わせていただきました。

ちょっと荒い言い方かもしれませんが、国の制度の問題なので、市に対してのあれはありませんが、みんなで一度、土地を貸すときになんですけれども、どういった基準で相手方を選定するのかということは、今回のような太陽光発電に限定した契約に限らず、慎重に検討すべきことであると。また、どれだけ慎重に検討したとしても、今回のような問題は起こり得るとも言えるかもしれません。問題にできるだけ早く気づくことを隠さずに適切に対処していくことが大切だと考え、このコメントをさせていただきました。

以上で終わりです。

○議長（中本正人君）3番 杉本君の一般質問は終わりました。

○議長（中本正人君）これにて、一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後2時7分 散会）